

第2期・第3期

営業時間短縮要請協力金

【第2期・第3期共通申請要領】

要請期間 第2期 令和3年8月24日(火)～令和3年9月6日(月)
第3期 令和3年9月7日(火)～令和3年9月12日(日)

申請受付期間 令和3年9月14日(火)～令和3年10月29日(金)

※申請要領P1 売上高減少額方式により申請する場合は、9月の売上高の確定後である10月以降
にご申請ください

※注意事項

- ・第2期のみ、第3期のみを申請いただくこともできます。
- ・第2期・第3期の両期間を申請する場合、1度に申請頂きますようお願いいたします。
- ・『小値賀町営業時間短縮要請協力金(R3.8.10～23日分)』と同じ封筒で郵送される場合、書類が混同しないようクリップやクリアファイルなどを用いて、それぞれ分別してください。
- ・各期間分を同時に申請いただく事業者様の場合、必要書類が重複する場合がございますが、それぞれの申請書に対して別々に審査を行うため、必要書類をそれぞれご準備頂きますようお願いいたします。

小値賀町 産業振興課

問合せ先

小値賀町役場 産業振興課 商工観光係

TEL: 0959-56-3111 (代)

開設日時

令和3年9月14日(火)～10月29日(金)
午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

申請先

〒857-4701

小値賀町笛吹郷 2376-1

小値賀町役場 産業振興課 商工観光係

第2期・第3期 協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮等にご協力いただいた飲食店等に、小値賀町営業時間短縮要請協力金（以下「協力金」という。）を支給いたします。

2. 支給額

第2期（8月24日～9月6日 14日間）

1店舗あたりの支給額 = 以下の表1「1日あたりの支給額」×14（日間）

第3期（9月7日～9月12日 6日間）

1店舗あたりの支給額 = 以下の表1「1日あたりの支給額」×6（日間）

◎表1

事業規模	算定方法	前年または前々年の各月における1日あたりの飲食業売上高（消費税を除く） 第2期：8月～9月 第3期：9月	1日あたりの支給額		使用する店舗情報様式
			第2期 (8月24日～9月6日)	第3期 (9月7日～9月12日)	
中小企業 (個人事業主含む)	売上高方式	8万3,333円以下	2万5,000円	2万5,000円	開店1年以上 → <u>様式3</u> 及び <u>様式4-1</u> (第2期) 又は <u>様式4-3</u> (第3期)
		8万3,333円超 25万円未満	前年または前々年の8月～9月における1日あたりの <u>飲食業売上高の3割</u>	前年または前々年の9月における1日あたりの <u>飲食業売上高の3割</u>	
		25万円以上	7万5,000円	7万5,000円	
大企業 (中小企業も選択可)	売上高減少方式		前年または前々年との比較による本年8月～9月の1日あたりの <u>飲食業売上高減少額の4割</u> ※上限：「20万円」または「前年または前々年の8月～9月における1日あたりの飲食業売上高の3割」のいずれか低い額	前年または前々年との比較による本年9月の1日あたりの <u>飲食業売上高減少額の4割</u> ※上限：「20万円」または「前年または前々年の9月における1日あたりの飲食業売上高の3割」のいずれか低い額	開店1年未満 → <u>様式3</u> 及び <u>様式4-2</u> (第2期) 又は <u>様式4-4</u> (第3期)

※留意事項

1. 事業規模は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合は中小企業となります。

(1) 飲食業

- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人

(2) サービス業（カラオケなど）

- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人

2. 1日あたりの飲食業売上高について

$$\begin{aligned} & \text{第2期の1日あたりの飲食業売上高} \\ & = \frac{\text{前年または前々年の8月～9月の飲食業売上高}}{61 \text{日}} \quad (\text{※1円未満切り上げ}) \\ & \text{第3期の1日あたりの飲食業売上高} \\ & = \frac{\text{前年または前々年の9月の飲食業売上高}}{30 \text{日}} \quad (\text{※1円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

- ・テイクアウト等、長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業は飲食業売上高から除外します。
- ・消費税及び地方消費税は飲食業売上高に含めません。
- ・開店1年の基準日は以下のとおりです。

【第2期及び第3期の基準日】令和2年8月1日

- ・開店日が令和2年8月1日以前→開店1年以上
- ・開店日が令和2年8月2日以降→開店1年未満

令和2年8月2日以降に開店した店舗については、開店日から時間短縮要請期間開始の前日までの飲食業売上高を同期間の日数で割った額を「1日あたりの飲食業売上高（1円未満切り上げ）」とします。

3. 1日あたりの飲食業売上高減少額について

$$\begin{aligned} & \text{第2期の1日あたりの飲食業売上高減少額} \\ & = \frac{(\text{前年または前々年の8月～9月の飲食業売上高} - \text{本年の8月～9月の飲食業売上高})}{61 \text{日}} \\ & \quad (\text{※1円未満切り上げ}) \\ & \text{第3期の1日あたりの飲食業売上高減少額} \\ & = \frac{(\text{前年または前々年の9月の飲食業売上高} - \text{本年の9月の飲食業売上高})}{30 \text{日}} \\ & \quad (\text{※1円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

- ・長崎県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業の売上や消費税等の取扱いは上記と同様です。

第2期の申請要件

協力金の申請をできる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

1. 運営する店舗が小値賀町内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの）であること。

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

- ・宅配、テイクアウトサービス専門店（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・キッチンカー等の移動販売車（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・自動販売機コーナー
- ・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場

2. 店舗が、令和3年8月23日（月）以前から運営されていること。

3. 令和3年8月24日（火）から同年9月6日（月）までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後7時までとする）または終日休業したもの（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合は対象外）。

なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後8時までとする。）（通常の営業時間が午前5時から午後9時までの認証店にあつては、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮したものに限る。酒類の提供は午後7時までとする。）または終日休業したもの（通常の営業時間が午前5時から午後8時までのものを除く。）

4. 申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 小値賀町暴力団排除条例(平成24年11月1日条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 小値賀町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 小値賀町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

第3期の申請要件

協力金の申請をできる者は、以下の全ての要件を満たす事業者とします。

1. 運営する店舗が小値賀町内に所在し、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店または遊興施設（飲食スペースを有するもの）であること。

※ただし、以下の店舗は、原則、対象外とします。

- ・宅配、テイクアウトサービス専門店（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・キッチンカー等の移動販売車（「申請書類等の留意事項」参照）
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアのイートインスペース
- ・自動販売機コーナー
- ・ホテル等の宿泊施設において宿泊客にのみ飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場

2. 店舗が、令和3年9月6日（月）以前から運営されていること。

3. 令和3年9月7日（火）から同年9月12日（日）までの全ての期間において、長崎県の要請に応じ、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後7時までとする）または終日休業したもの（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの枠内の場合は対象外）。

なお、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」認証店の営業時間は午前5時から午後9時までの時間帯に営業時間を短縮（酒類の提供は午後8時までとする。）（通常の営業時間が午前5時から午後9時までの認証店にあっては、午前5時から午後8時までの時間帯に営業時間を短縮したものに限る。酒類の提供は午後7時までとする。）または終日休業したもの（通常の営業時間が午前5時から午後8時までのものを除く。）

4. 申請事業者が、以下のいずれにも該当しないこと。

- (1) 小値賀町暴力団排除条例(平成24年11月1日条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 小値賀町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 小値賀町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

申請手続き等

1. 協力金の申請受付期間

令和3年9月14日(火)から同年10月29日(金)まで

2. 申請書類等

以下の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

(1) 申請に必要な書類(小値賀町指定の様式)

① 提出書類チェックシート

② 小値賀町営業時間短縮要請協力金支給申請書(様式1)

③ 誓約書(様式2)

●法人の場合

名称及び代表者の職・氏名(記名・押印)を記載してください。

なお、押印は法人登記印を押印してください。

※住所は法人登記所在地を記載してください。

●個人事業主の場合

自署してください。

※住所は住民票の登録のある住所を記載してください(×店舗の住所)。

④ 申請する店舗の情報【開店1年以上の店舗用】

(様式3)及び(様式4-1)又は(様式4-3)

申請する店舗の情報【開店1年未満の店舗用】

(様式3)及び(様式4-2)又は(様式4-4)

※④はP2の表1を参照し、該当する様式をご利用ください。

※対象店舗が複数ある場合は、対象店舗ごとに提出してください。

※複数店舗申請する場合は、右上の店舗No.欄を使用し、店舗毎に番号を付してください。

なお、その他の書類についても該当店舗と同じ番号を右上に記載してください。

※営業時間短縮要請期間中に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合には、次のとおり対応してください。

・該当する取組内容の□の両方に✓を入れる。

・備考欄に“ながさきコロナ対策飲食店認証日 ●月●日”と記載する。

➡ “⑩「認証ステッカー」を掲示している写真”の対応も必要。

(次ページに続く)

(2) 添付が必要な書類(チェックシートを参照のうえ、各自でご用意ください。)

⑤ 本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要

※住所、氏名、生年月日が確認できる公的証明書類の写し

(住所は住民票の登録のある住所が確認できるもの)

※本籍地が記載されている場合は黒塗りしてください。

※有効期限内のものを提出してください。

＜本人確認書類の例＞

- ・「運転免許証」 ・「健康保険証」 ・「在留カード」
- ・「マイナンバー(個人番号)カード」(表面のみを提出してください)

⑥ 振込先口座の通帳の写し

振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ表記の口座名義が確認できる通帳(表紙をめくった次のページ)の写しを提出してください。

※振込先口座の名義について

- ・法人の場合 ⇒ 法人名義としてください。
- ・個人事業主の場合 ⇒ 代表者個人の名義としてください。

※申請者と振込先口座の名義人が一致しない場合は、協力金受領の「委任状(参考様式有)」を提出してください。

※旧十八銀行、旧親和銀行の通帳は、十八親和銀行の通帳へ切り替えのうえご提出ください。

※ネットバンキングで通帳がない場合は、振込先口座の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ表記の口座名義を確認できる各銀行のホームページ画面の画像をプリントアウトのうえご提出ください。

⑦ 飲食店・喫茶店営業許可証の写し

営業時間短縮要請期間(令和3年8月24日～同年9月6日または令和3年9月7日～同年9月12日)を含む、有効期限内のものを提出してください。

※対象店舗が複数ある場合は、対象店舗全ての営業許可証の写しを提出してください。

※営業許可証の名義が申請者と一致しない場合は、「理由書(参考様式有)」を提出してください。

※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の書類か判別できるように申請する店舗の情報(様式3)及び(様式4-1)(様式4-2)(様式4-3)(様式4-4)に記載した店舗番号と同じ番号を右上に記載してください。

⑧ 店舗名(屋号等)がわかる外観の写真

※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように申請する店舗の情報(様式3)及び(様式4-1)(様式4-2)(様式4-3)(様式4-4)に記載した店舗番号と同じ番号を右上に記載してください。

(次ページに続く)

- ⑨ 店内（飲食スペース）の写真
※対象店舗が複数ある場合は、どの店舗の写真か判別できるように
申請する店舗の情報（様式3）及び（様式4-1）（様式4-2）（様式4-3）
（様式4-4）に記載した店舗番号と同じ番号を右上に記載してください。
- ⑩ 休業・営業時間短縮の状況がわかる写真等（変更前後の営業時間を確認できる店頭ポスターやチラシ、ホームページなど）
次の①、②のいずれかを提出してください。
- ① 休業または営業時間短縮のお知らせの貼紙を店舗に提示している写真
※店舗の入口に休業または営業時間を短縮していることを来店客に周知する貼紙等を提示し、写真（※貼紙等そのものだけでなく、店舗入口と貼紙等が画像に入っているもの）を撮ってください。
- ② 休業または営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像をプリントアウトしたもの。
※写真などは、記載の文字が読める大きさと撮影をしてください。
※任意様式の場合は、営業時間を短縮した期間（終日休業を含む）を明記してください。
- ⑪ 「認証ステッカー」を掲示している写真 ※該当店舗のみ必要
※該当店舗とは、「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店舗をいう。
※営業時間短縮要請期間中に「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証を受け、営業時間を変更した場合は、“変更前”“変更後”の写真等を提出してください。

※表1の1日あたりの売上高が8万3,333円超に該当する場合は、以下の書類も添付が必要です。

- ⑫ 前年度または前々年度の確定申告書の控えの写し
ただし、確定申告の義務のない者に該当する場合は、住民税の申告書（市
民税県民税申告書）の控えの写し
※前年度 = 確定申告書（2期は令和2年8月～9月、3期は同年9月を含む）
※前々年度 = 確定申告書（3期は令和元年8月～9月、3期は同年9月を含む）
**※飲食業売上高の算出基礎資料の該当月が含まれている確定申告書を提出
してください。**
**例）算出基礎資料を令和元年8月～9月とした場合、該当月が含まれてい
る令和元年度の確定申告書が必要です。**
なお、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人
設立届出書の写しまたは開業届の写し

（次ページに続く）

- ⑬ 開店1年以上の店舗の場合は、店舗の前年または前々年の8月～9月の飲食業売上高がわかる書類、第3期のみの申請の場合は、前年または前々年の9月の飲食業売上高がわかる書類 (売上帳等の帳簿の写しなど)

なお、開店1年未満の店舗の場合は、開店日から営業時間短縮要請が開始する日の前日までの飲食業売上高がわかる書類（第3期のみの申請の場合は、前年または前々年の9月の飲食業売上高がわかる書類）

(売上帳等の帳簿の写しなど)

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

※表1の売上高減少方式で申請する場合は、以下の書類も添付が必要です。

- ⑭ 店舗の今年の8月～9月の飲食業売上高がわかる書類（第3期のみの申請の場合は、本年または前々年の9月の飲食業売上高がわかる書類）

(売上帳等の帳簿の写しなど)

ただし、いずれも要請の対象外となっている事業の売上や消費税等は除きます。

3. 協力金の申請に必要な書類の入手方法

以下の方法（場所）で、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・小値賀町役場 産業振興課
- ・小値賀町のホームページからダウンロード

4. 申請方法

小値賀町役場産業振興課で申請を受け付けます。

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。なお、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付します。

申請書類等の留意事項

1. 原則として、以下の申請書類等については、事業者名や店舗名がすべて一致します。
 - ・小値賀町営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）
 - ・誓約書（様式2）
 - ・申請する店舗の情報
（様式3）（様式4-1）（様式4-2）（様式4-3）（様式4-4）
 - ・本人を確認できる書類の写し ※個人事業主の場合のみ必要
 - ・振込先口座の通帳の写し
 - ・飲食店・喫茶店営業許可証の写し
2. 上記について、何らかの事情により事業者名や店舗名が一致しない場合は、以下の例により追加書類の提出等をお願いします。
 - 例1) 様式1の申請者と口座名義人が一致しない場合
⇒協力金受領の「委任状」（任意様式）を提出。
 - 例2) 営業許可証の名義人と申請者が一致しない場合
⇒両者の関係を記載した「理由書」（任意様式）を提出。
 - 例3) 営業許可証と店舗名（屋号等）がわかる外観の写真の店舗名が一致しない場合
⇒「申請する店舗の情報」（様式3）の備考欄に、その理由を記載。
3. テイクアウトや移動販売車については、テーブルやイスを設置しイートインスペースを設けている場合があります。こうしたケースでは、店舗の売上金額や件数等において、イートインスペースが主であれば、協力金の支給対象となります（ただし、「仮設」の営業許可は対象外とします）。
イートインスペースでの飲食とテイクアウトでは消費税率が異なるため、消費税等を参考にどちらが主か見極めたうえで、申請する店舗の情報（様式3）の備考欄に、その旨を記載してください。
記載例）帳簿の消費税により、イートインスペースが主であると判断しました。
4. 記載している申請書類等のみでは営業実態が確認できない場合は、必要に応じて、別途、追加書類を提出していただくことがあります。

その他

1. 協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、協力金の支給決定を取消し、協力金を全額返還いただくとともに、協力金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率10.95%の割合で計算した額）の納付を求めることがあります。
2. 申請内容に不正があった場合には、協力金の支給を受けた事業者名、店舗名などの情報を公表することがあります。
3. 本申請に係る書類、帳簿等については、令和9年3月31日まで保存をしてください。

4. 問合せ先

小値賀町役場 産業振興課 商工観光係

電話番号 0959-56-3111

開設日時 令和3年9月14日（火）から10月29日（金）まで
午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）